住所　埼玉県熊谷市三ケ尻2898番地１
　孔圭紀　昭和46年６月９日生
住所　埼玉県深谷市上野台3350番地８
　スエミ・キンバリー・シマブクロ・ナカホド
　平成５年11月21日生
住所　名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地３
　安ケイ子　昭和52年10月３日生
住所　東京都荒川区荒川４丁目35番９―503号
　史愛夫　平成12年１月22日生
住所　千葉県松戸市新松戸７丁目394番地１
　李相隆　平成６年11月８日生
住所　東京都練馬区田柄２丁目38番25号
　李瑩　昭和57年９月６日生
住所　愛知県豊橋市西松山町76番地
　金季重　昭和46年10月17日生
　洪礼順　昭和45年５月28日生
　金日向　平成17年10月17日生
住所　名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地
　張寛　平成４年５月23日生
住所　名古屋市港区宝神３丁目203番地６
　郭紹華　昭和62年12月23日生
住所　愛知県西尾市田貫町下野川57番地
　鄭洋　昭和42年２月７日生
住所　山口県下関市南大坪町５番９号
　江愛蘭　昭和48年11月20日生
住所　静岡県御殿場市茱萸沢835番地２
　ジョルジェ・キヨシ・オオヌキ　昭和37年１月１日生
住所　東京都板橋区高島平９丁目４番７―705号
　李輝　昭和45年１月14日生
住所　東京都日野市高幡1021番地１
　張暁輝　昭和57年２月17日生
　許燕燕　昭和56年２月21日生
住所　東京都町田市野津田町3092番地１
　メヘルダード・ナメグ　昭和42年６月３日生
　シャラレ・ロシャンザヒル　昭和39年８月11日生
　ナミ・ナメグ　平成10年６月16日生
住所　東京都荒川区荒川１丁目14番６号
　尹太成　昭和28年12月15日生
　高弘美　昭和35年２月28日生
　尹真希　昭和59年10月８日生
住所　神奈川県横浜市都筑区南山田２丁目24番６―1105号
　徐浩蕾　昭和51年１月11日生
住所　横浜市戸塚区戸塚町1298番地12
　ヒミリオ・マコト・タニグチ　昭和41年４月５日生
　レジアネ・タニグチ　昭和49年３月14日生
住所　横浜市港北区日吉３丁目７番18号
　侯宇紅　昭和45年７月１日生
住所　横浜市都筑区牛久保２丁目13番３号
　申直樹　平成４年７月４日生
住所　神奈川県厚木市元町９番22―３号
　王琰　昭和45年５月18日生
住所　神奈川県大和市上和田2725番地10
　アンドレイア・アユミ・マルヤマ　平成５年６月19日生
住所　川崎市中原区丸子通１丁目461番地38
　李海順　昭和43年１月７日生
住所　川崎市幸区南加瀬４丁目20番５―306号
　尹三源　昭和31年11月２日生
　李昌美　昭和35年４月８日生
　尹美奈　昭和62年10月12日生
　尹明寿　平成元年12月５日生
住所　川崎市高津区千年1020番地７
　金春愛　昭和52年６月５日生
住所　川崎市幸区小向町８番４号
　杜紅鳴　平成３年６月10日生
住所　神奈川県大和市鶴間２丁目２番13号
　サユリ・バネッサ・ガルシア・ハゲイ　平成６年１月９日生
住所　神奈川県平塚市横内3907番地
　李麗　昭和53年２月９日生
住所　横浜市神奈川区新子安１丁目18番１―820号
　張凌　昭和46年６月18日生
住所　山口県下関市安岡本町３丁目15番16号
　孫赫遥　昭和53年４月19日生
住所　広島市南区東本浦町１番52―504号
　朴海先　昭和45年９月19日生
　卞正浩　昭和44年９月23日生
　卞萌惠　平成10年７月30日生
　卞浩太　平成10年７月30日生
住所　広島県呉市広古新開３丁目５番21―202号
　申荷麗　昭和34年12月21日生
住所　広島県東広島市八本松南７丁目２番15号
　李景子　昭和54年４月14日生

## ○法務省告示第四百十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月七日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社カクシン | 栃木県宇都宮市駒生町三千三百六十七番地二（リバプールサンワ百二号） | 鉄筋施工 |

## ○法務省告示第四百十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月七日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表金谷鋳造株式会社の項を削り、同表株式会社二豊鉄工所の項中「機械加工、溶接」の下に「、工場板金」を加え、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ワイズ | 愛知県小牧市新町二丁目二百八十四番地 | 電子機器組立て |

第二号ハの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 東京通信機材株式会社 | 東京都大田区矢口一丁目二十三番五号 | 機械加工 |
| 三興工業株式会社 | 東京都大田区矢口二丁目二十二番十三号 | 機械加工 |
| 佐藤建設工業株式会社 | 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号サンシャイン六十（四十五階） | とび |
| 有限会社井上技建工業 | 東京都足立区舎人三丁目十二番十六号 | とび |
| 竹田スチール株式会社 | 富山県射水市新堀三十四番地十二 | 工場板金 |
| 金谷鋳造株式会社 | 静岡県島田市金谷栄町三百八十番地の一 | 鋳造 |
| 有限会社大庭製作所 | 静岡県磐田市豊岡六千百二番地の二 | 機械加工 |
| 株式会社タケモト | 山口県山口市小郡上郷五千二百四十番地 | 型枠施工 |
| 有限会社ヤゴローフーズ | 鹿児島県曽於市大隅町中之内八千七百八十五番地三 | 耕種農業 |

## ○外務省告示第二百八十一号

大韓民国政府は、平成二十四年二月二十四日東京で作成された「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」の批准書を平成二十七年六月十七日に寄託政府である大韓民国政府に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年七月十九日に大韓民国について効力を生じた。

（平成二十七年六月十七日付け大韓民国外交部長作成の日本語による寄託書）

平成二十七年八月七日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第二百八十二号

平成二十七年七月二十二日にロンドンで、所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約に関する次の書簡の交換がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間に行われた。

平成二十七年八月七日

外務大臣　岸田　文雄